



噫道路改良會顧問床次竹二郎氏 (三)

洮 民 生

前述したるが如く故人が内務省に地方局長として轉任し來られたるは明治三十九年一月で當時日露戰役直後の秋であつた、我國は露國に對し戰勝の榮冠を獲得したとはいへ「歸りには袋に入つて來るよ」と悲痛な一言を残して日露講和の全權使節外相小村壽太郎氏がポーツマスへと出發したが、談判は我國に甚しく不利であつた。何んとなれば長途遠征のバルチック艦隊はあへなくも、我東郷艦隊の爲めに全滅したるも新銳優勢なる露國陸兵は續々北滿の戰線へ輸送集中して後援續かざる我陸軍を威壓し來つた情勢で

あつた。英佛米の如き何れも東洋支那に對して野心を包藏し虎視眈々として機會を窺つて居る状態であつて、米國はルーズヴェルト大統領をして日露に對し講和を從憑し來つたものである。斯る状態であつたから日本の外交は決して成功を期することは不可能で大々の讓歩を爲すの已むなきに至つた、假令小村全權に換ゆるに何人を以てするもあれ以上に有利なる條件は絶望であつた。然し我國民は其講和條約を以て國辱的條約なりとして憤慨し燒打事件の不祥事を見るに至つた。父を横濱港頭に出迎へたる子息欣一氏に

向ひ小村全權が「お前はまだ生きて居つたか」と云つた事に依つても彼の決意の程が窺知せらるるであらう。所謂臥薪嘗膽の覺悟は我國民をして餘儀なくせられて忍ぶべからざる所に忍ばざるべからざることとなつた。而かも國辱の嫌和なりと酷評する國民の大昂奮場裡に歸朝した小村全權は其の大膽なる奮闘に依つて漸く露國の讓渡により獲得したる南滿洲鐵道を米國の一富豪モリスの來朝を幸とし桂總理大臣は之に買却するの密約を結んだことを耳にした夫れで小村全權は直に東奔西走し其非なるを強唱して寢食をも忘れて活動した。其の憂國の至情は逆つて身の危険線上にあるをも知らざるものゝ如き有様であつた、明治維新以來「愛すべき日本」として我國を取扱つた米國の如きは「恐るべき日本」として俄かに不安を感じることもなつた。斯の如き狀勢となつた爲めに、戰後經營策として或は外交に或は軍事に或は内政に全般的方面に苦心企畫しなければならぬこととなつた。又勞働問題や社會運動等も漸く擡頭し來つたが幸徳秋水等の大逆事件が日露戰役に乘じて企圖せ

られ、危險思想を有する社會主義者が活動實現化せんとするに至つて思想界に在つては、非常なる警戒を要する世相を出現した。國民は茲に鑑みる所があつて諸種の社會事業が企てらるゝこととなつた。内務省としては此の如き世態に對應すべき政策を講ぜざるを得なくなつたので地方局でも消極的態度より積極的態度へと急角度を以て轉回し、或は社會政策を樹立して斯事業の作興を獎勵し或は地方自治團體の振作を圖りて公益事業の發展を策し、且夫れが爲に要する資金調達の途をも講ずる等頗る緊張した寮圍氣が漂ふこととなつた。其眞只中へ故人は突如として轉じ來つたから當時内務省は頭腦の人物を以て充されて居つたので、人格主義の持主で頭腦の人物でなかつたと見られた故人に對し「床次風情の者が本省入りを爲すとは意外で彼果して如何なる働きを爲し得るか」と口性なき下馬評を耳にしたこともあつた。故人は此世評の如何には頗る無頓着なるものゝ如く平然たる態度と謹嚴なる行動と眞摯なる心構を以て克く省内の氣風と歩調を共にして政策の實現に共鳴し、

努力して其成績を擧げられた。彼の地方改良事業、感化救濟事業、地方自治事務講習會、感化救濟事業講習會、優良市町村及吏員の選奨、戊申詔書の御趣旨普及に關しての奨勵、勤儉貯蓄の奨勵等の如き上長としては原、平田兩名内相をいたゞき、井上友一氏等の如き忠誠なる僚友を率ゐて時代の趨勢に順應して行動したのである。故に叙上の如き行政上の成績を擧げた、素より此等を悉く故人の功績に歸せしむべきものでなきも、故人が局長として樞要なる位地に在つて井上氏等の提案に對し大局的觀察を下して之を指導誘掖し上長に對して其理解と實行を求めたるの勵を爲したることに讃辭を呈するはあながち過當にあらざるべしと思ふのである。

斯く故人は其職分に應じての功績を擧げられたるが筆者としては特に故人の功績としての事項二、三を紹介するの義務あるを自覺する。

東京市政に對する事件、東京市に於ては明治三十九年の暮、市會に提案して東京鐵道株式會社の經營に係る電車軌

道事業を年六分利付市公債額面六千七百五十萬圓(當時會社總資金六千萬圓内拂込三千五百三十五萬圓)で買收の議を決し、其起債許可を申請し來つた、前に述べたる如く故人は地方局長として原内相より其處分方針を調査すべき命を受けられたが、一屬僚をして思ふ存分の調査を爲さしめた、其の調査の結論として(一)買收價格は不廉なること(二)乗車料金の増額改訂なくしては市當局の計算は不安にして將來市財政上に危険を生ずるの虞あること(三)東京市としては教育に衛生に其他の行政方面に涉り速に其設備の完成と改善を計らざるべからざる状態なるに拘はらず危険の虞ある事業を買收するのは市政上に禍根を貽すものと謂ふべしと云ふに在つた。當時當該會社の首脳部は多くは政友會員であつた。故に原内相の胸裡は或は之に許可を與ふるにあらざるかとの懸念がないのではなかつたが、故人は斷然、買收反對の意見を樹て辭職願と共に之をポケットに收め一夕原内相を芝公園の自邸に訪ひ其意見を腹臆なく吐露せられた。其翌朝出勤せらるゝや否や調査の任に當

つた屬僚を呼び「御苦勞であたネ原サンは何とも言はれず唯僕の意見を聞かれて居られたがどうもアノ意見には反對ではなさそうに思はるるよ」との意を洩された。斯くて毎年の行事の如く東京市では其事案を繰り返したが初めの計畫が變更せられない限り故人は毫も其決意をまげず依然不許可の意見を持せられた。故人は斯く東京市政の將來を顧慮し敢て權勢に阿らず同僚古賀警保局長の如きは許可論者で省内に在つて頗る盡力する所があつたが、故人は斷乎として正論を主張した。之れ其の人格の一表現であつた、處が明治四十四年の六月頃また東京市では、其企圖を貫徹せんとして策動する所があつて内々深刻な方策が講ぜられた状態であつたが、故人は依然其企圖の缺點を擧げて改案を要求したが突如として政府は在外正貨準備問題に關し、東京市をして外國債を募債するの政策を執らしむこととなつたので月の二十七日、平田内相と後藤遞相とは内相官邸に東京市長尾崎雄氏を招致し買收計畫を承認して一の命令書を手交した。其の命令に依ると買收價格は、總額六千

四百十六萬五千五百十八圓で五分利付市公債（公債換算率九十八圓）であつた。又乗車料金は従前の如く片道乗車料三錢の全市域均一制であつたので假令特別會計の制を立てても將來に於ては、市の財政上に該事業經營の爲め憂慮に堪ざる結果を來たすものあるべしとし、故人は頗る其許可處分には政府に取つてはともかく東京市の爲めに難色があつたが、事既に國の政策として其の方針が公表せられたる以上はまた已むを得ざることとし上司の命令に従はれた。後大正四年の頃電車事業の行詰を來たし料金増額の已むを得ざるに立ち至り時の市長奥田義人氏をして僅に壹錢の増額を求むる爲めに、殆んど身命を賭して奔走盡力するの餘儀なからしむることとなつたのも之れ蓋し政府財政の爲めに東京市をして犠牲的に電車事業の買收を敢行せしめたるに職由すると謂はざるを得なかつた。故人が許可の條件として乗車料金の更訂を唱へたるのは實に先見の識ありと見らるべきである。又大正九年東京市電氣事業従業員が未曾有の一大勞働運動を起したるの際故人が内相として從來の

乗車料金に對して七割強の増額を是認し斷然許可を與へたるも一面では熾旺を極めた普通選舉運動との合流を憂ひたる事もあるとはいへ、又曩年電車買収に關して深甚なる認識を有したるのに出てられたることと思はるのである。實に地方局長として故人が不斷に地方自治團體の財政に對して特に注意を怠らなかつたことは、此一事件でも推知し得らるる所である。

郵便貯金の運用に關する事件、日露戰役の戦後經營策の一として地方自治團體の財政を整理すると共に事業を振興せしむることとなつたが、當時地方債は頗る高利のものがあつて之を整理するの緊切なるを感じしめた、又新事業を起さんとするにも低利の資金を得せしめねばならぬ事は至難の状態であつた。夫れで内務當局では大藏當局と交渉し日本興業銀行をして低利の外國債を輸入し地方債に一千萬圓を融通せんと企てたが、容易に其の目的を達することを得なかつた。然るに既に其計畫を公表したるを以て己むを得ず同銀行の資金を以て處理することとし僅に參百參拾四

萬圓を融通し得たに止まつた。故人は深く之を憂へられ考慮をめぐらされたが、戦後の經營は一日を緩ふすべきにあらず而かも地方自治團體をして財政を整理し、各種公益事業を振興せしむるのみでなく、汎く中小農商工業者にも低利資金を供給することが喫緊事なるを看取し日本勸業銀行及府縣農工銀行の融資状態を調査して其の機能を擴充して低利資金融通の途を開かんことを企て筆者に其の調査を命ぜられたが、調査の中途郵便貯金か其の貯金總額壹億圓を突破し尙益と増加するの趨勢あるのに之を獨り中央政府財政上の利用に委し、毫も地方の經濟に利用せざるは設令預金運用の安全堅固を圖るに於ける諸般の施設更新を要する今元すること、即ち地方に於ける諸般の施設更新を要する今日に在つては郵便貯金は之を地方に散して各種經營の資に利用し散しては集め、集めては散し以て郵便貯金本來の性質に適應せしむるの政策を講ずることが焦眉の急務なるを看取せられ一、地方公共團體の資金を大藏省預金の法に據

りて之か統一を圖らしめ併せて融通の途を開くこと。

二、罹災救助基金法を改正して之が利用の途を擴張すること。

三、日本勸業銀行法及農工銀行法を改正して不動産抵當貸付の途を開くこと。

四、農工銀行をして各地産業組合の中央機關たらしむること。

五、大藏省預金、郵便貯金は勸業銀行又は興業銀行債券應募の方法に依りて之を地方資金に放資せしむるの途を開くこと。

六、勸業農工兩銀行をして地方公債に對する資金供給の取扱機關たらしむること。

の方策を講し之が實行に努むるあらば、自ら地方資金の豊富、金利の低減を來し事業の開發や固より期して待つへく國運發展の基礎も之が爲めに鞏固なることを得ん是れ實に地方經濟上最も緊要且適切なるの政策なりと信ずるとの意見を叙述し之を「地方振興策」と題し、先輩會計検査院長

田尻稻次郎博士に提示せられたが、田尻博士は衷心から之を賛成せられたので、松方侯爵に教を乞はれたが同侯も亦其の適切なる意見なりとて獎勵を加へられたとの事であつた。そこで之を平田内相に進言せられたが、平田内相は郵便貯金を運用して府縣市町村水利組合は勿論産業組合にも融通するの途を披くは急務中の急務なりと認められ直に大藏省當局に親しく交渉せられた、夫れが明治四十二年度自然の發展に基く郵便貯金増額（千二百萬圓）の四分の一並同年五月三日遞信大藏内務三大臣の訓令に依る貯金獎勵の結果にての増加額二分の一を下らざる範圍内に於て毎年預金部に於て勸業債券及拓殖債券を引受け勸業銀行農工銀行及拓殖銀行の貸付資金に融通の途を開くこととなつた。斯く郵便貯金を低利資金として地方に融通するに至り現今に至つても尙各方面に郵便貯金が利用せらるることとなり、金融界に一エポツタメーキングを出現したのは全く故人の創見に基くもので其郵便貯金と其獎勵とを始め運用上の功績は實に嘆美するに値ひするものと謂ふも過當にあらずと

信する。

三大臣の郵便貯金の獎勵に關する地方長官に對する訓示を掲げて其の趣旨の在る所を知るに便する。

「地方勤勞の美風は之を數年前に比すれば著しく振興の勢を來たし、殊に一般貯金の如き年を遂ふて増進の盛況を見るに至りたるは最も喜ぶべきの現象たり、是れ畢竟地方人士の時運に應じて克く其業務に淬勵し各種の民業を興すと共に、又克く儉素己を持し以て餘資蓄積に努めるに由れるは言を俟たずと雖而かも一般の趨勢此の如きを致せるは各位を始め地方公職に在る者並有志者の指導披誘宜しきを得たるもの其多きに居らずんばならず、然れども我邦民資充實の狀勢を以て之を歐米諸國の實蹟に比すれば尙遠く彼に及ばざるの憾あり、加ふるに全國各地に就て仔細に之を究むるときは遺利の開發すべきもの産業の作興すべきもの甚多し宜しく尙一層の獎勵を加へ以て愈々各人勤勞の風を興し、更に生産の増加を促すは洵に刻下の急務たり、而かも其辛苦に成りたる餘資

にして徒らに之を費消し敢て増殖運用の法を講ぜざるが如きは民業の進歩を期する所以にあらず、又箇々各人の手に散在する零細の資も尙能く之を蓄積して汎く活用の道を開かんか優に一般の生産を進むることを得べし、此の如く貯蓄獎勵の眞意は實に消極の節約を奨むるにあらずして、一に生産を奨め民資を蘊蓄し進て地方發展の基を立てんとするの趣旨なるを以て此旨を諒して具さに其道を竭されんことを望む而して郵便貯金と地方經濟との調和に關しては政府夙に融資の法を講ずる所あり、今回愈々公共團體に對して資金供給の法を定め以て民力の培養に資せんとす各位亦宜しく此意を體し各自の勤勞と貯蓄とは、一家一郷の爲に繁榮の基を開き又地方公益事業の爲め有用の資源を興ふるの道たることを諭示し部下の諸僚並市町村の當局者其有志者を督勵し管下一般をして尙一層其業に勵み民資の充實を圖るに努めしめんことを期せらるべし。(明治四十二年五月三日遞信大臣男爵後藤新平、大藏大臣侯爵桂太郎、内務大臣男爵平田東助。)

地方制度、一大改正實現の事、明治四十一年七月十四日西園寺内閣退いて桂内閣が出現したが、平田内相一本次官の許に故人は依然地方局長の職に在つた。同四十三年の冬の頃であつた。地方制度中の市制町村制に一大改正を加ふるの法案を議會に提出さることとなつたが、此二大法案は從來原内相に依つても提出され一般に其適切な法案たるは認識せられ居るも政友會の政策としては常に郡制廢止法案と相關聯せしめて其通過を圖つたが爲、議會は郡制廢止には反對せる爲めに此地方制度の改正法案も共に協賛を得られざりし沿革があつたので平田内相は地方制度改正法案と郡制廢止法案とを切り離して提案せんことを欲し、私かに原政友會總裁の内諾を求むることを故人に命したのであつた。さすがの故人も之には餘程苦心せられたが、何等の懸引も工作も施さず卒直に原總裁に其意のある所を告げられたるに同總裁は忽ち之を承諾されたのであつた。夫れで故人平田内相の委囑に報ゆる事を得て其面目を施したことであつた。

市制中に市參與を設けたる事、明治二十三年初めて衆議院議員の選舉を行ふに先ち山縣總理大臣は地方長官に對し所謂超然内閣の主旨を訓示する處があつたが其中に「地方の公益は全國の公益と必しも相干涉せざるものなり、故に各地人民の幸福を進めんと欲せば宜しく政論の外に立ち、各其區域の内に畫策する所あらざるべからず、一村人民は各其一村の公益を進め、一郡の人民は各其一郡の公益を進め、一縣の人民は各其一縣の公益を進むることを遺忘せず、汲々として力むる所を知らば、全國の公益は從つて其進路を失はざるは必然の結果ならざることを得ず、今若し之に反して、一縣一郡又は一村にして却つて中央の政論に熱心し其選舉又は會議等を機として、黨派の爭論を開くことあらば其勢は、延て小民に及び怨讐相結び狂暴之に乗し、春風和風子を育し孫を長するの地は、轉じて喧囂紛争の巷となり、家を富まし國を利するの業は得て興すべからざらんとす」と述べて地方自治團體には政黨人の不可入を高唱した然しながら大隈内閣の出現して以來漸く政黨の勢力は地

方自治に波及せるの趨勢を呈し、歲月を経るに従ひ黨弊は愈地方自治に浸潤して中央政黨の消長は地方に反映し、政變に伴ふて地方自治團體の首腦者即ち市町村長も交迭を餘儀せらるるに至つた。夫れで大都市の公益事業は市長の交迭に従ふて盛衰を來たし、其禍害は想像するに餘りあるのみでなく事業の性質に依つては普通の市吏員をしては處置

掌理し能はざるものもあるもので、一面市長交迭の影響を防ぎ一面事業の發展を期せしむる必要上市行政機構上に一の有力なる位地を占めしめて經驗學識等の有力者を擧げて其局に當らしむるの尤も適切なることを認め、豫て歐米視察に依つて得たる處を參酌し、市參與なる職員を設置することの途を拓きたるは、明治四十四年の市制町村制改正法案の起草に際し故人が主張して其法案に加へたる事項である。或は官僚主義の擴張にあらずやとの議論を爲したのもあつたが、故人の意思は政治主義の如何にあらずして全く公益事業の保護に在つて地方自治の美果を奏せしめんとするに外ならなかつたのであつた。現今東京市の如き此故

人が企圖したる市參與設置の本旨とする處を顧みず却つて市長權限の擴張統制に口實を求めて通常市吏員たる局長をして電氣事業の如き重要な事業の局に當らしむることとなせるが如きは一大恨事なりと謂はざるを得ない、要するに故人が地方自治の發展に深甚なる注意を加へたるは疑ひをさしはさむの餘地なきことである。

地方局長在職中の大問題としての事績は右述ぶ所の如きものであるが、次官としてはまた大臣を助けて衆議員議員選舉法改正、軍備擴張に對しての牽制運動や救濟事業など特に内務行政に參畫して相當の功績を擧げられたるも、筆者が記述せざるを得ないのは世人の注意を喚起したことの少なからざりし三教會同の企である。前述したる如く故人は夙に精神的方面に着意し、世人を指導せんとの志を懷いて居つた。夫れが三教會同として表現せられたが、明治四十五年二月五日華族會館に三教關係者を招待したるは唯一回に止まつた、後日原内相をして政府は敢て宗教を利用せんとするにあらず唯單に宗教關係者と一部の官吏とが一夕

の懇談を爲したるに止まると聲明するを餘儀せしめた事件であるが、會同の席上原内相は其挨拶中に「從來人心を指導し風教を振興するに就いて諸君が各宗教の立場よりして盡力せられつつあることは、夙に認識する所にして又厚く感謝する所なり而して世運の進歩と共に精神界の健全なる發達を計り、社會狀態の改善をなすことに關し今後諸君の盡力に竣つ所多大なるに依り諸君と一堂に會して懇談を爲すことは小官の久しく切望したる所」なる旨を述べられた。政府者をして斯く精神的方面に意を用ひ靈的方面に冷膽なる我國民をして多少なりとも目覺めしめた處あるは、此會同が全然無益なる企てであつたとは認められない。否存外に良好なる結果を招來したるものと認めざるを得ない。貴族院議員伊澤修二氏の如き懇親會の席上、今回の三教者會同の事に就ては余は非常に贊成の意を表し居たり、此の事の初まる前に、吾々一同は大學に招かれて床次君の意見を聞きたることあるが此の事は非常に六ヶ數事にして、床次君が能く之を行り得るやに就て頗る興味を以て之を見

且つ之を頗る大膽なる仕事なるも、併し是非とも成功さざり度く考へ居たり、然かも斯の如きことは歐洲に於ても未だ嘗て爲したる人なきものなるに、今回床次君は之を主唱して遂に能く三教者の會同を行ひたるは實に世界無類の事にして日本以外には恐らくは出來難しと思ふ、これは全く日本の國體がなし得たるものなり、我國に在る神道者、佛敎者、基督教者は皆悉く陛下の赤子なり、故に三教者の會同も行はれ又今日斯の如く宗教家教育家の會合をなすことを得、吾々此處に列席するを得たるは實に喜ばしきことと云はざる可らず、余は斯る名譽ある席に列するを得たるを大いに光榮とするものなり」と述べられたが之はあながち社交的禮言でなく伊澤氏の衷心から開陳せられた意見であると信ぜざるを得ない。世人の敢て考案もせず實行も思ひ付かない事柄を無造作に企て實行することは故人の特徴とも視らるべき所であるが、とにもかくにも世人の思ひ至らざるに先ち克く此の如き企を立て之を實現せしめたのは故人の先見遠識の士なることを思はざるを得ない、素より事

の成否は敢て云爲するに及ばない、天下に先つて謀るものは多くは直ちに成功を告ぐるものでない、終に此三教會同に關しての故人の意見を記することとする。

三教會同に關する私見 床次竹二郎

其 一

一、宗教と其國家との結合を圖り宗教をして更らに權威あらしめ國民一般に宗教を重んずるの氣風を興さしめんことを要す

念ふに明治維新の當時在來の文物制度を更革するに是れ急なりしが爲め勢ひ玉石同焚の迹あるを免かれざりき隨て寺院佛堂の壞れたるものも少からず、爾來神佛に對する一般尊崇の念は著しく爲に毀損せられたり基督教も亦當時少からず嫌忌排斥せられ多く願る所とならざりしも、今は自由を得て布教益勉めつゝあり此の如き既往の事實より推して之を考ふるに、當今は正しく宗教をして更に力あり權威あるものたらしむるの愈急あるを覺ゆ。

蓋し國民道德の涵養は教育と宗教と相俟つて始めて完き

を得べきものなるに現今は教育に由りて今日の道德を教ゆるの實狀なり然れども本に遡りて神といひ佛といひ天といふ所に常に接觸するにあらざれば、國民をして公明正大なる思想を堅實に養成せしむることを得ざるべし、故に國民道德の基礎を作るには必らずや宗教と教育との相俟つて進むを要とす是を以て二者の結合を圖り之をして互に提擧せしむるの實を擧げ相率ゐて以て國民教育の上に竭さしめんことを切望す是れ即ち國家と宗教との結付けを殊に切要とする所以なり。

二、各宗教家の接近を益密ならしめ以て時代の進運を扶翊す可き一勢力たらしむるを要す

蓋し宗教の根本義は素より各自一貫したるものなる可しと思惟すれども今日の道德とする所は時勢と場所とによりて其見方説方を異にし常に進化して已まざるものなるが、故に神道と佛教とは今少しく歐米に向つて歩みを運ぶの要ある可し顧みれば維新の當時鎖國攘夷を捨て、開國進取の國是を執り日本を擧げて斷乎たる諸般の改革を實行し歐米

の列國と共に先づ形の上に於て接近し以て世界一般の氣風に合せんことを勉め爲めに長足の進歩を遂げたり神道佛敎の同じく進んで世界の進運に合せんと勉むべきこと亦宜しく此の如くなるべし基督教に於ても恰かも自家の殖民地を作りたるが如く、圜堵を劃して出でざるの觀あるを改め我國體に應じて勉めて人情風俗との調和を圖り、此の如くにして其大成を期せんことを望む。

人或は曰はん若此の如くするときは神佛基督の三敎共に何れも其特色を失ふに至るべしと然れども均しく是れ基督教にして英國に入れば英國の基督教となり、米國に入つては米國の基督教となり、獨逸に入つては獨逸の基督教となり、ますれば神佛も外に向つて歩み基督教も亦内に向つて進みたりとて兩者共に現代日本の宗教として優に其特色を發揮するに妨げなかるべし。

此の如く精神界に於て歐米の思想信仰と日本の思想信仰との二者の調和を得るに至らんことは最も切望して已まざる所なり政治經濟の方面に於て夙に開國進取の國是を取り

以て今日に進み來りたるは歐米列國と共に文明の惠澤に浴するが爲めに外ならず精神界に於ても亦爾かあるべきものと信ず。

殊に日本としては歐米の各國と人種を異にするが故に最も此點に留意せんことを要す黄色と曰ひ白皙と曰ふは固より單に外面上の區別に外ならずと雖も。猶ほ此相違より生ずる感情の衝突を緩和するには最も其意を致さざる可らず此點に於ても獨り形の上よりのみならず精神の上よりも、一層亦此種の衝突を避くるの用意あるを要す。

蓋し人道は一ありて二なきものと信ずれども世界の文明に参加し列國と共に其惠澤に浴せんには、猶ほ政治經濟の上にて孤立とならざるやうに勉むべきが如く精神界に於ても同じく孤立とならざるやうに力を致す所なかる可からず宗教が互ひに提擧して國家と宗教との爲めに竭すは是の故に極めて至大なる一の使命なりと思惟す。

要する所は宗教をして益權威あらしめ一般に之を重んずるの氣風を興し以て國民道德に裨補する所あらしめ且之れ

に由りて精神界の方面よりも進んで世界の平和文明の爲め
貢献する所あらんことを切望するのみ。

然れども此事たる動もすれば輒ち世間に誤解を來さしめ
易く宗教家に於ても亦互に誤解を起すの虞れなきを保せず
是の故に十分に意思の疏通を圖り然る後徐ろに其事を實に
せんと欲し各宗教家の連絡を取らんと試みたるまでに外な
らず。

其二

今回發表したる三教者會同の事に就ては世上種々の議論
ありと雖も多くは、其眞意を誤解したるものなれば何れも
肯綮に中らざるを憾みとす。

第一 今回の企畫は單に三教者をして一堂に會同せしめ
んとするに在り三教者を合同せしめんとするもの如くに
解するは全くの誤りなり即ち各宗教の本義を各々發揮して
國家社會の爲めに、盡力せんことを望むの精神なるを世上
動もすれば輒ち各宗教をして各々其特性なき合同を遂げし
め、以て之を統一せしめんとの計畫なる如くに誤認す然れ

ども元來長き間の歴史を有して各々其特色を異にせるもの
を打して一團と成し之を統一せんとするが如きは決して爲
し得べきの事にあらず、固より此の如き無謀の擧に出でん
とするにあらざるや言ふを須たさる所なり。

第二 往々宗教と教育とを混同するものにはあらざるか
との説あり、然れども我邦には從來より二者の間既に分界
の劃然たるあり今更之に對して議論を入るるの餘地あるこ
となし、今回の企畫は何にも教育の中に宗教を混濬せしめ
んとするにはあらず唯教育と宗教との二者が相依り相扶け
互に提擧して國民の徳育上に今一層の盡力を爲さんことを
望むに過ぎず。

第三 或は基督教側の要求を容れて神社崇敬の一條を削
除したるやに傳ふるものあり。是れ亦認ゆるの甚しきもの
と謂ふ可し元來我邦にては神社が全然宗教の外に置かるる
ことは制度上に顯然たり故に宗教者の會同とは固より關係
なきものなり隨て初めより計畫以外のものに屬し之を削除
したりといふが如きは神社の見解を誤れる失當の臆説たる

に過ぎず。

第四 人或は政教一致を圖るといひ或は二宮宗の排斥なりといふものあり、然れども此の如きは全く思ひ設けざる所にして斯る考を有せずといふを一言せんのみ。

第四 又或は目するに宗教の利用を以てするものあり、然れども毫末も之を利用せんなどの考へを有することなし且改めて言ふまでもなさ事ながら宗教はもと利用さるる性質のものにあらず、故に初めより唯各宗教が共に其本分を盡し十分に社會人心の指導に勉むるあらんことを希望したるのみ。

第六 更に非難して言ふものあり曰く内務省が斯る計畫を爲したりとて果して幾許の實効を收むることを得べきかと、然れども精神とする所は單に三教者を會同するに在り別段之に由て仕事を爲さんとするにあらず、唯此會同に依つて世間一般の人心に刺戟を與へ政治教育宗教の三者が互に相侵さず相尊重し合つて國家の進運に資するの端を啓かんとするのみ念ふに斯る合同に依つて仕事をするなどとい

ふは二回三回と幾多の會同を重ね互に意志の疏通を得たる後の事に屬し今日に於て多きを望むは望む者の誤なり單に三教の人々を會同せしめんとするに就てすら種々の浮言流説を生ずること既に此の如し、況んや其れ以上の事に於ておや。

第七 今回基督教を同時に會同する趣旨は曩に陳へたる意見書によりて明かなるべしと雖ども學者並に宗教家間に基督教と俱にするを好まず、之を目して國民の德育に利あらずとなす者あるが故に尙ほ茲に一言する要あり、信教の自由なる今日既に日本に存在せる一宗教に對し一視同仁を以て之に臨むべきは固より言を待たず、此の如くにして基督教と共に進運の爲にせんとするは即ち之を誘導して同じく尊王愛國の精神に歸趨せしむる所以たるべく徒らに之を排斥するが如き態度を以て之に對するは甚だ雅量なきの事たるのみならず、寧ろ却つて反抗の念を起さしむるに止まるべし、是れ人情の常にして思慮ある者の宜しく心を用ゆべき所なり況んや精神界の事は固より行政權を以て左右し

得べき者にあらず宜しく宗教を以て相磨礪するの途に出でしむるを得策とするをや、殊に歐米の列國は今尙ほ往々にして我邦を誤解し排斥の思想を含める道德の涵養にのみ重きを措くものゝ如くに思惟するの實なきを得ず、隨て此際精神界に於ても開國進取の方針を採るは國運を世界平和の裏に置く所になりと信す。

以上の諸點は今日世上に起れる誤解の重なるものゝ如し凡そ一國の文明開化は獨り物質的方面み發達のみを以て満足すべきにあらず精神的方面の發達亦之に伴ふべきは言ふまでもなき所なり近來は資本家と勞働者との間に於ける衝突の事例も漸く少からざらんとす。將來工業の發達進歩に伴ひて彼の歐米社會に於ける一種の惡風も益々我邦に入り來らんとするは已むを得ざる事たり而かも是れ獨り都會に於けるのみの問題にあらず、田舎に於ても地主と小作人との間柄は日に増し良好に向ひつゝありといふことを得ず、寧ろ漸次に不良ならんとするの傾向あり從來の如き情誼上の關係は日々に益々薄くして單に小作料を授受するに止ま

れる經濟上のみの關係ならんとするは今や掩ふべからず、此の如くにして各階級間に於ける温情の漸次失はれんとするは現今最も慮るべきの事なりと思惟す殊に細民部落などの實狀を觀るに家庭の間一も温情の通へる者なきを多しとす是等は社會改良と更に寒心すべきものたるべし、然れども是等の事たるや單に經濟上の關係のみを以て決して十分なる解決を見得べき者にあらず之を救濟するの道としては精神上の慰安を與へんとするには必らずや宗教に待つ所なきを得ざるに至るべし。

且夫れ現今國民の義務教育とする所は六箇年の小學教育に在り、然るに徴兵検査の際に就て其實際を見るに智育の方よりも學校に在て修め得たる事は隨分之を忘れたるの實あり、之より推して考ふるに德育の方に於ても殆んど同一の状態に在るものと思はる是の故に十二歳を以て義務教育を終りたる以後の一生を通じて尙ほ能く道德心を堅固に保持し行くことを得るや否や、極めて安心し難き事と思ふ、固より理性にして苟くも發達するあらば是非の判斷を誤ら

ざるべき筈なれども、少年時代に於ける六箇年間の教育のみにては是れとても十分なることを得ざるべし中等以上の教育を受けたる人ならば兎も角、理性も明かなるべしと雖も其れさへ一生を通じて道徳心を堅固に保ち行くことは至難の業たるべし故に學校の教へたる所をば社會も亦保護して健全なる發達を遂げ得るやうに圖らざるべからず、是に於てか必然の順序として社會教育の必要を生ず而かも是には宗教の力最も大切なるへし加之六箇年の義務教育を以て終るの人は國民の大部分を占むるが故に日本國民全體の德育問題としては單に學校に於ける德育のみを以て安心し得ざるや固より明白の事たりと信ず。

殊に交通機關の發達と共に世界は益々狭きを覺る列國との境界も漸次接近したる實ある故に今の時に方り、愈々以て民心の堅實なる發達を圖り、益々國運の基礎を固うし置くの要あり、されど今日我邦は各種の方面より互に相扶けて十分に國家進運の爲めに盡くす所なかるべからずと思ふ區々たる小感情に制せらるることなく眼を大局に注

いで十分に此問題の利害得失を講究することは此際切に希望に堪へざる所なり。

と故人が我國運の進展上に其意を用ゐたること此三教者會同の企圖に依つても推知するに難かざる次第である。

官 歴

- | | 年 月 日 | |
|----|------------|----------------|
| 一、 | 明治三九、一、一七 | 内務省地方局長(秋田縣知事) |
| 一、 | 同 四四、九、 四 | 内務次官 |
| 一、 | 大正元年一二、二一 | 依願免官 |
| 一、 | 同 二、 二、二〇 | 鐵道院總裁 |
| 一、 | 同 三、 四、一六 | 依願免官 |
| 一、 | 同 七、 九、二九 | 内務大臣兼鐵道院總裁 |
| 一、 | 同 一一、 六、一二 | 依願免官 |
| 一、 | 昭和六、一二、一三 | 鐵道大臣 |
| 一、 | 同 七、 五、二六 | 依願免官 |
| 一、 | 同 九、 七、 八 | 逓信大臣 |
| 一、 | 同 一〇、 九、 八 | 逝 去 |